

【概説】資産承継を円滑に進めるための方法(1)【新連載】 現代日本の資産承継

後 宏治
税理士法人UAP
税理士・公認会計士

【うしろ・こうじ】平成7年税理士登録。会計事務所にて資産税を中心としたコンサルティング業務に従事し、平成15年ユナイテッドアカウンティング パートナース パートナー就任。平成18年7月税理士法人UAP代表社員就任。中小企業庁「信託を活用した中小企業の事業継続円滑化に関する研究会」委員などを務める。著書に『詳解 信託の税務』（中央経済社・共著）等多数。

1. 資産承継が困難となる時代の到来

資産の承継は難しくないと多くの方が信じていた時代は終わりに近づいています。私達は、近世以降の日本において、多数の個人が資産承継の困難さに直面する、おそらく最初の世代になりつつあります。

我が国では、武士、農民、商工業者のほとんどが、幾世代にもわたり、祖先が遺した家禄や田畑・家屋敷を継ぎ、家名・家業を承継してきました。こうした慣行の中心となるポイントが「家」制度です。

家とは、戸主権を有する戸主によって統率される家族集団をいいます。第二次大戦後まで、日本国籍をもつ者は必ず家に属し、家を同じくするかどうかで相続・扶養などに大きな差異がありました。家の維持・存続は、家の財産を長男子だけが相続すること、すなわち「家督承継」によって図られていました。

ところで、戦前までの日本の相続には、家督相続と遺産相続の2つがありました。

家督相続とは、戸主が死亡したときの相続であり、家の制度を前提として戸主の地位を承継する「身分相続」のことでした。家督相続は、常に単独相続であり、家督相続人は、一定のルールがあるものの、普通は長男がなりました。

遺産相続とは、戸主以外の者が死亡したときの相続であり、これは、遺産相続の順位が、①直系卑属、②配偶者、③直系尊属、④戸主というように決まっている「共同相続」でした。

ただ、様々な財産は戸主に帰属するものがほとんど

であったため、戸主以外の相続である遺産相続は、経済的にほとんど意味がないと考えられており、そのため、「戦前の相続＝家督相続」と一般に認識されています。つまり、我が国で、資産の承継、といえば家督相続とってよかったです。

ご存知のようにこの家督相続は、戦後の民法改正（昭和22年）により廃止されました。同時に、戦前の遺産相続が一般化され、現行民法の均分相続となったのです。

しかし、民法改正後も家督相続の慣行は根強く残り、最近でも、地域にもよりますが、本音では長男にすべての財産を遺すべきだと考える高齢者もたくさんいます。

他方、資産を承継する子の世代は、均分相続を当然であると考えている人が多くなっています。相続人が共同して相続財産を承継する場合には、相続人間で平等に分割するべきだという現行民法制度の考え方を、当然であるとして受け入れているのです。

これから相続を迎える今の高齢者は、家督相続的な慣行がしっくりする、おそらく最後の世代となるでしょう。そして、資産を承継する世代は、均分相続を当たり前だと考える最初の世代になるかもしれません。

つまり、我々は相続慣行の断絶と移行の時期に生きているのです。

思えば、家督相続が主であった時代の資産の承継は簡単でした。先代から家の財産を引き継いだ親が、すべてそのまま長男に承継させれば事足り、それに他の相続人も異を唱えなかったからです。